

介護職員処遇改善加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西友会（以下法人という）給与規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員処遇改善加算（介護職員特定処遇改善加算を含む）制度について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の正職員で、厚生労働省が定める介護職員処遇改善加算金（特定処遇改善加算）の支給対象職員を対象とする。

(支給額)

第3条 加算の支給額は、加算制度による加算見込み額の範囲内において法人（または理事長）が定める額とする。

(支給日・割合)

第4条 介護職員処遇改善加算の支給は、原則基本給の昇給とし、特定処遇改善加算の支給については、年度末までの加算総額が確定次第5月末までに介護福祉士の資格保持者の介護員へ支給するものとする。又、その割合は、勤続年数10年以上と10年未満の対象者へ2：1の割合で支給する。

(在籍の限定)

第5条 特定処遇改善加算の支給においては、算定根拠となる年度の初月に介護福祉士として在籍し、支給日現在においても在職している者とする。

(その他)

第6条 介護職員処遇改善加算（特定処遇改善加算）の計画書申請時期において、法人の財政状況の悪化により、特別な事情に係る届出を提出している場合は、第3条・第4条に関わらず、変更することがある。又この規程は、介護職員処遇改善加算（特定処遇改善加算）制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

1. この規程は令和元年4月1日から施行する。